

## 第151回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

### 1 日時・場所

平成26年2月17日(月) 10:00~12:05  
県庁10階 特9会議室

### 2 出席者

#### (1) 委員

柳瀬会長、伊藤委員、大枝委員、久保委員、  
高田委員、川添委員、渡邊委員、北澤委員

#### (2) 事務局

商工部中小企業振興課

### 3 審議事項

- (1) 「ダイレックス三瀨店」の新設届出
- (2) 「(仮称) ドラッグコスモス瀨高店」の新設届出
- (3) 「レッドキャベツ甘木店」の新設届出
- (4) 「(仮称) ドラッグコスモス春日宝町店」の新設届出
- (5) 「(仮称) ドラッグストアモリ福間店」の新設届出
- (6) 「(仮称) ダイレックス東福間店」の新設届出
- (7) 「(仮称) ドラッグコスモス夜須店」の新設届出
- (8) 「スーパーセンタートライアル苧田店」の新設届出

### 4 議事要旨

- (1) 「ダイレックス三瀨店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (2) 「(仮称) ドラッグコスモス瀨高店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3) 「レッドキャベツ甘木店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (4) 「(仮称) ドラッグコスモス春日宝町店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (5) 「(仮称) ドラッグストアモリ福間店」の新設届出について事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。  
委員から騒音対策について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。  
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。
- (6) 「(仮称) ダイレックス東福間店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。  
委員から騒音対策について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。  
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。
- (7) 「(仮称) ドラッグコスモス夜須店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。  
委員から騒音予測値について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。  
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。
- (8) 「スーパーセンタートライアル苅田店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。  
委員から廃棄物保管施設について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。  
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。